



## OECD 国際法人課税に関するモデルルールの公表、東南アジア各国の対応動向

在シンガポール 日系企業の皆様

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを受け賜り、厚くお礼申し上げます。

以下の内容の英文ニュースレターについて、[本リンク](#)をご参照ください。

### Snapshot

2021年12月20日、BEPSに関するG20/OECD包摂的枠組み（以下、「包摂的枠組み」）は、経済のデジタル化に起因する税制上の課題 – グローバルな税源浸食防止モデルルール（第二の柱）を発表しました（以下、「モデルルール」）。これは、2021年10月8日に135以上の加盟国によって合意された「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための2つの柱からなる解決策に関する声明」に続くものです。

2017年以降、包摂的枠組み（以下、「IF」）の141の加盟国は、経済のデジタル化に起因する税制上の課題への対応として、ネクサスと利益配分の課題（「第一の柱」）とグローバルミニマム課税ルール（「第二の柱」）の「二本の柱」のアプローチを展開しました。

モデルルールの概要については、[本リンク](#)をご参照ください。

### コメント

2021年12月20日に公表されたモデルルールは、国際税務の発展の重要なポイントです。同モデルルールは、多国籍企業に対するのと同様に、他国政府に対して一定の税制基準を課すものであり、多くの国が

外資誘致競争の要因として法人税を取り除きたいという姿勢を反映しています。グローバル化の時代にこれを達成するために、モデルルール（第一の所得合算ルールと第二の軽減税支払ルール）は、実効税率の比較や、国内の法人税制の違いを考慮するために、世界的に調和のとれた課税ベースを作成するなど、根本的な変更を導入しようとする結果、極めて複雑なものになっています。同モデルルールは、繰延税金資産・負債を含む、会計と税務の概念が混在しており、事実上、大企業（広くは、国別報告書の対象企業）は、第二の柱の計算目的で第3の帳簿を保持する必要性が生じる可能性があります。この複雑さは、計算をなるべく簡素化するために、15個の選択項目（いくつかは国単位）によって強調されます。

モデルルールの完成と公表のためのタイトなタイムテーブルは、包括的なフレームワークによってまだ取り組まれている第二の柱の最低税アプローチの他の重要な構成要素があることを意味します。これには、2022年初頭に公表される詳細なコメントリーや、発展途上国から低税率国への一部のグループ内支払いに対して優先適用される「租税条約の特典否認ルール」に関する租税条約の草案が含まれます。また、2022年後半に所得合算ルール及び軽減税支払ルールを実施する（および一貫性を確保する）条約条項が設けられる可能性があります。所得合算ルールは2023年に施行されることが意図されています。欧州委員会は、2021年12月22日にEUに第二の柱を実施するための指令草案を公表する予定です。

多くの企業は、モデルルールの策定においてパブリックコンサルテーションの機会がなかったことを懸念しており、いくつかの特定の業界問題（規制対象銀行の追加Tier 1資本など）に対応しているものの、他の具体的な点では懸念を抱いていると思われる。IFは、2022年にGloBE実施フレームワークに関する協議を予定しており、モデルルールの協調的な実行を促進するための税務行政ルール、ガイダンス、および手続を策定する予定です。

新しいモデルルールは、ルールの理解、データへのアクセス、計算の実行と処理、会計処理の理解、および過年度変更の調整、追加的な第二の柱に係る申告書や通知の提出など、グローバルの税務コンプライアンスの観点から大きな変革を必要とします。

企業は、国別報告書の要件に関連して、負担が大きく、国・地域間で一貫性がないことが判明しているため、すべての税務当局に「通知」が必要であるという提案を特に懸念しています（税務当局の追加的な利益は限定的と思われる）。また、各国政府は、複数の国でコストのかかる第二の柱の申告を共有するための協定を迅速に締結することが不可欠であり、それに伴う機密保持リスクが生じる可能性があります。税務行政フォーラムでは、2022年の税務当局の優先事項の1つとして、第一の柱と第二の柱の両方を効果的に実施することであると述べられています。

依然、多くの重要な疑問が残っています。

- 第一に、米国のGILTI制度は、第二の柱ルールと共存する体制とみなされるように適応されるのか？
- 第二に、低税率国の政府は、第二の柱のルールにどのように対応するのか？おそらく多くの国が大規模な多国籍企業の税率を15%に引き上げるという対応を取るでしょう。第二の柱ルールは、実際に経済活動が行われる国で納税することを可能にするために、国内最低税制に配慮したうえでこの対応を予想しています。重要かつ効果的なセーフハーバーが合意されない限り、世界的な最低税率の政治的目標を達成するための代償は、事業を行う国に関係なく、すべての

大規模な多国籍企業にとってコスト増を伴うコンプライアンスになります。

## 東南アジアの展望

フィリピン、カンボジア、ミャンマー、ラオスを除いて東南アジア地域の他の国々は BEPS IF に参加し、経済のデジタル化から生じる課税上の課題に対処するための2つの柱の解決策に合意しました。第二の柱に関する各国固有のインサイトは次のとおりです。

**シンガポール**：シンガポールでは、現行の税制や税制優遇措置により、一部の種類の所得は非課税か、優遇税率で課税されます。したがって、シンガポールで事業を行う多くのグループは、実効税率が15%未満であり、所得合算ルールの下でトップアップ税の対象となる可能性があります。

第二の柱に基づくグローバルミニマム課税により、外国からの投資を誘致するための税制措置が制限されるかもしれませんが、シンガポールは、その他の競争上の優位性を維持・強化し続けることができれば、有利な投資先であり続ける可能性があります。シンガポールが引き続き外国投資を誘致するために税制以外の事項に重点を置くことが期待されます。グローバルなコネクティビティ、政治的安定性、プロビジネス環境、多様な人材プール、法制度、革新的で弾力的な精神など、シンガポールの中核的な強みは、魅力的な投資先としてのシンガポールの総合的な競争力に引き続き貢献することでしょう。

シンガポールは、第二の柱に対応して法人税制を調整することが予想されます。シンガポールは G10BE ルールの対象となるものの、シンガポールでの実効税率がグローバルミニマム課税率15%未満のグループに対して、トップアップ税を別制度で徴収するために、国内ミニマム課税の導入を検討すべきでは？という議論も出てきています。

**マレーシア**：マレーシアは IF のメンバーとして、OCED の計画に従って第二の柱を実施することが期待されますが、タイムラインについて若干変更される可能性があります。マレーシアは第二の柱に関する具体的な公表をしていませんが、財務省、税務当局、投資庁はすでに定期的に議論や協議を行っています。

マレーシアが今のところ7億5000万ユーロの推奨閾値を採用すると予想しています。国内ミニマム課税の導入は、現時点で可能性が低いと予想されます。5年間軽課税支払ルールの対象外であることは、マレーシアで税制優遇措置を享受する特定の多国籍企業にとって有益です。また、マレーシアが第二の柱に照らして税制優遇制度を徹底的に見直すことも予想しています。マレーシアは、引き続き外国投資を誘致するために税制以外の事項に取り組むことが予想されています。

**タイ**：タイ国税当局（TRD）とインセンティブ当局である投資委員会（BOI）は、第二の柱に対する潜在的な影響と対応策について話し合うために会合を開き議論しています。方向性や移行計画の面で現在も議論が進行中です。また、現時点では、国内ミニマム課税を導入したり、閾値を下げる（7億5000万ユーロ以下）予定はないと理解しています。TRD は、IF 加盟国の最小要件に基づいて様子見のアプローチを採ると予想されます。

タイの適用対象企業79社（最低売上高は7億5,000万ユーロ）のうち、21社は EBT が15%未満のようです。そのうち、多くの企業は、BOI の優遇措置の下でタイでの税負担が軽減されたタイのアウトバウンド多国籍企業です。このような企業にとって最も重要な問題は、TRD/BOI が第二の柱の実施にいつ、どのように対応するかです。

所得合算ルールと軽課税支払ルールに関して、今のところ TRD からの具体的な方向性は出ていません。「租税条約の特典否認ルール」は租税条約に基づくルールであるため、TRD は最低税率9%の OECD の勧告に従う可能性が高いと予想されます。

**ベトナム**：ベトナムは、グローバルミニマム課税を支持するコミットメントに参加する IF 加盟国の一つであるため、一般的に第二の柱を適用することになります。しかし、現段階では、第二の柱の税制はあくまで政策的な枠組みとして考えられています。なお、執行にあたっては国内法の制定が条件となります。

このため、ベトナムでは、ベトナムの市場に対する第二の柱の影響と現地税規制の改正方法を調査するために、税務総局にタスクフォースを既に設置しています。今のところ、ベトナムが国内ミニマム課税を導入することは想定していません。代わりに、最近いくつかの新しい税制優遇措置が導入されています。

**インドネシア**：第二の柱は、多国籍企業に税制優遇措置を与える政府の能力を制限するため、インドネシアの税制優遇制度の徹底的な見直しが予想されます。

**フィリピン**：フィリピンは IF の加盟国ではありませんが、政府が GloBE ルールを採用する可能性があるかと理解しています。第二の柱は、昨年導入されたフィリピンの税制優遇措置の有効性を低下させるため、フィリピンの優遇措置制度に影響を与えます。フィリピンの税務局はこれを認識しており、グローバルミニマム課税に照らしてこれらの新しい優遇措置を再検討する予定です。財務省は、第二の柱の要件にどのように対処するかについて、まだ何の公表もしていません。

**ミャンマー、カンボジア、ラオス**：現時点において、第二の柱に関する具体的なロードマップはありません。

## 連絡先

上記またはその他の詳細については、以下に記載されている連絡先またはシンガポールのタックスチームのメンバーまでお問い合わせください。

**平山 真澄 (Masumi Hirayama)**  
国際税務  
(プリンシパル)  
Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd.

+65 6800 2828  
[mahirayama@deloitte.com](mailto:mahirayama@deloitte.com)

**木谷 聡 (So Kitani)**  
グローバル・エンプロイヤー・サービス  
(シニアマネジャー)  
Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd.

+65 6530 8051  
[sokitani@deloitte.com](mailto:sokitani@deloitte.com)

**五十嵐 潤 (Jun Igarashi)**  
SEA 日系企業移転価格統括  
(パートナー)  
Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd.

+65 9244 3909  
[juigarashi@deloitte.com](mailto:juigarashi@deloitte.com)

**奥村 光輝 (Mitsuteru Okumura)**  
移転価格  
(ディレクター)  
Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd.

+65 9244 3909  
[mokumura@deloitte.com](mailto:mokumura@deloitte.com)

Deloitte Singapore Japanese Services Group Tax ウェブサイトに過去の移転価格・税務セミナー・ニュースレターを載せております。詳細はこちらをご確認ください。

<https://www2.deloitte.com/sg/en/pages/tax/articles/japanese-services-group-tax.html>



### Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



### Power of With

Focus on the power humans have with machines.



### Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



[Deloitte Singapore](#) | [Add Deloitte as safe sender](#)

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### About Deloitte Singapore

In Singapore, tax and immigration services are provided by Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd. and other services (where applicable) may be carried out by its affiliates.

Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd. (Unique entity number: 202008330C) is a company registered with the Accounting and Corporate Regulatory Authority of Singapore.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd.

Deloitte Singapore が提供する主なサービス内容や、過去のニュースレター・セミナーの情報については、[こちら](#)をご参照ください。

[please click the link to see Deloitte Singapore JSG website!](#)